

# 総合経済対策における孤独・孤立対策

## 1 各種支援策を届けるための環境整備 2 孤独・孤立対策に取り組むNPO等への支援【関係府省】

### 【内閣官房】

#### ① 孤独・孤立相談ダイヤルの試行

・孤独・孤立を抱えた人が、全国統一相談窓口から地域の支援につながるサステイナブルな仕組みを開発。

#### ② つながりサポーターの普及

・一般市民による「つながりサポーター」を通じて地域の支援につながる取組を普及。孤独・孤立対策強化月間に向けた社会全体の意識向上と併せ「声を上げやすい・声をかけやすい社会」を実現。

#### ③ 地域における孤独・孤立対策のモデル構築等

・地方公共団体（市区町村）が主体となった地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの整備を通じた連携モデルを構築し、全国展開を推進。

5.8億円

#### ① 地域における取組モデル構築を通じた支援【内閣官房】

・NPO等による孤独・孤立問題に対する日常生活環境での早期対応や予防に資する先駆的な取組への支援の予算を拡充。  
【地域における孤独・孤立対策モデル調査】1.6億円

#### ② こどもの居場所づくり【こども家庭庁】

・こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの実態調査・把握や広報啓発活動、こどもの居場所コーディネーター配置に係る費用を支援。  
・NPO等が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を継続。  
【こどもの居場所づくり支援体制強化事業】12.5億円

#### ③ 女性に寄り添った相談支援【内閣府】

・地方公共団体がNPO法人等の知見を活用して行う、不安や困難を抱える女性に寄り添った相談事業やその一環として行う生理用品の提供等への支援を継続。  
【地域女性活躍推進交付金】2.4億円

#### ④ 生活困窮者等支援・自殺防止対策【厚生労働省】

・生活困窮者等に対する支援活動を行うNPO法人等の取組への支援を継続。  
(1)【生活困窮者等支援民間団体活動助成事業】5.2億円  
・NPO法人等が行う社会的孤立等を抱える者に対する自殺防止に係る取組への支援を継続。  
(2)【地域自殺対策強化交付金】10.0億円

#### ⑤ 食品アクセス・フードバンク支援【農林水産省】

・食品アクセスに関する諸課題の解決に向けて、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置等のモデル的な取組への支援や、先進的な事例を活用することによる取組の全国展開への支援を新たに実施。  
(1)【食品アクセス緊急対策事業】1.5億円  
・大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費への支援の予算の拡充。  
(2)【食品ロス削減緊急対策事業】3.5億円

#### ⑥ 住まいの支援【国土交通省】

・NPO等の居住支援法人等が実施する子育て世帯等の住宅確保要配慮者に対する入居相談や見守り等の活動への支援を継続。  
【居住支援協議会等活動支援事業】2.2億円

# 孤独・孤立を抱えた人が支援につながり続ける環境整備（孤独・孤立対策担当室）

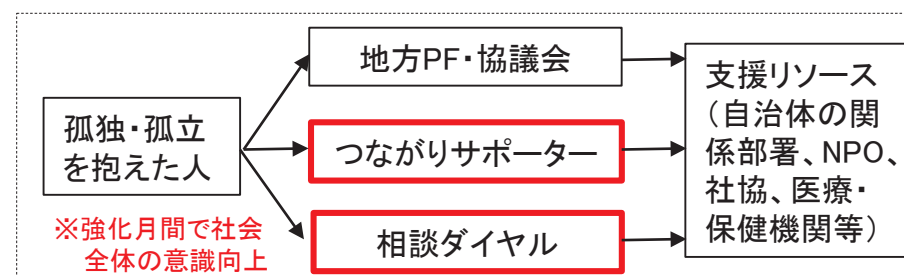
## 5年度補正予算要求額 4. 1 億円

### 事業概要・目的

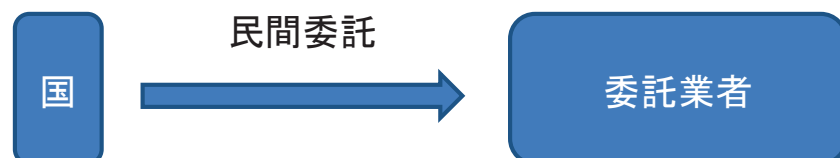
- 孤独・孤立の問題が年々深刻化している中、複雑・多様化する困難を抱える方を支援につなぐ対応が求められています。孤独・孤立を抱えた人がだれ一人支援から取りこぼされない社会を目指し、環境整備に取り組めます。
- そのために、①全国統一相談窓口から地域の支援につながる持続可能な仕組みの開発、②地域の一般市民サポーター（つながりサポーター）を通じて当該地域の支援につながる取組の普及に取り組めます。
- 5月の「孤独・孤立対策強化月間」に向けた国民への周知活動においてこれらの活動を紹介し、利用者・実施協力者の拡大を図るとともに、社会全体の孤独・孤立対策にかかる国民の意識を高め、予防効果を高めます。

### 事業イメージ・具体例

- 国の統一的な相談窓口を設け、全国からの相談に対応し支援につながります。SNS相談との併用、国の窓口⇒県の総合相談窓口⇒市の支援機関への連携の試行、などにより、持続可能な仕組開発につながります。
- 人の困難に気づいて支援機関につなぐ、一般市民を担い手とする「つながりサポーター」を普及させます。
- 強化月間での取組を通じて改善を図り、孤独孤立問題・つながることの大切さの国民意識を向上させます。



### 資金の流れ



### 期待される効果

- 孤独・孤立対策推進法（令和6年4月1日施行）を受け、国民の理解増進（第9条）、相談支援（第10条）、人材の確保（第12条）を国として進め、もって孤独・孤立の予防や孤独・孤立状態にある者が支援につながり続ける社会の実現に資するものである。

# 地域における孤独・孤立対策モデル調査（孤独・孤立対策担当室）

## 5年度補正予算要求額 3. 3億円

（NPO支援分）1. 6億円

### 事業概要・目的

- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題に対しては、既存制度を通じた課題解決に加え、地域の多様な主体の連携を通じた日常生活環境での緩やかなつながりや居場所の確保が、予防や早期対応の観点からも重要です。
- このような活動の拡大を図るためには、地方公共団体（市区町村）が構築する関係者の連携・協働体制の下、NPO等が主体となった取組が必要ですが、「孤独・孤立対策推進のための官民連携の枠組み」や「日常生活における対応」の具体的なイメージやノウハウの蓄積が不十分です。
- このため、官民連携プラットフォームのモデルとともに、日常の様々な分野における「緩やかなつながりづくり」に係る取組モデルを構築し、その成果の全国展開を図ります。

### 事業イメージ・具体例

- 1 地方版官民連携プラットフォーム事業 【1③】  
地方公共団体（市区町村）を対象として、各地域の実情に応じた関係者間の連携・協働体制の構築や孤独・孤立対策の推進等に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。
- 2 地域における孤独・孤立対策に関するNPO等の取組モデル事業 【2①】  
NPO法人や社会福祉法人等非営利団体を対象として、日常生活環境での緩やかなつながりや居場所づくりに関する先駆的な取組に係る支援を行い、その取組プロセスや成果を取りまとめ、全国展開を図ります。

### 資金の流れ



- 新しい政策分野である孤独・孤立対策の連携モデルや取組モデルの蓄積が進み、多様な担い手が育成され、地域における孤独・孤立対策が加速化されます。

令和5年度補正予算案：13億円

## 1 事業の目的

- こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要な「居場所づくりコーディネーター（仮称）」の配置等の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する。
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」に基づく取組を集中的に推進するため、地方自治体が行うこどものニーズ把握等の居場所づくりの前提となる実態調査や、居場所づくりに係る様々な広報啓発の取組に対して、3年間で集中して支援を行う。

## 2 事業の概要・スキーム

### （1）実態調査・把握支援

居場所の有無をはじめ、こどものニーズ等の現状を把握するための実態調査を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

### （2）広報啓発活動支援

こどもの居場所づくりを推進するために、以下に掲げるような広報啓発の取組を行う地方自治体に対して、財政支援を行う。

＜広報啓発の取組例＞

- ・ こどもと居場所等を繋ぐためのポータルサイト等の制作・改修
- ・ 居場所マップの作製・配布
- ・ 相談等を受け付けるための通信設備の改修等
- ・ 人材の発掘に向けたシンポジウムなどイベントの実施 等



### （3）こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用、その地域で居場所を求めるこどもを居場所につなげる等、地域の居場所全体をコーディネートしたり、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営をサポートする人材の配置に対して財政支援を行う。また、コーディネーターを通じて始める居場所に対して、その立ち上げ資金を補助する。

### （4）NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証するためのモデル事業を実施。

＜想定されるテーマ例＞

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援
- ・ 障害のある子どもない子ども遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設 等

## 3 実施主体等

### （1）実態調査・把握支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】1 指定都市あたり 5,458千円  
1 特別区・中核市あたり 3,434千円  
1 市町村あたり 1,948千円

### （2）広報啓発活動支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】1 指定都市あたり 4,133千円  
1 特別区・中核市あたり 3,885千円  
1 市町村あたり 2,130千円

### （3）こどもの居場所づくりコーディネーター（仮称）の配置等支援

【実施主体】市区町村

【負担割合】国1/2、市区町村1/2

【補助基準額案】

i) コーディネーター配置

1 市区町村あたり 15,200千円（3名以上配置の場合）  
10,259千円（2名配置の場合）  
5,318千円（1名配置の場合）

ii) 居場所立ち上げ支援 1か所あたり 50千円

### （4）NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）

【実施主体】都道府県、市区町村、民間団体（全国展開しているオンラインの居場所に限る）

【負担割合】国10/10

【補助基準額案】1団体当たり 5,000千円（上限） ※同一団体の同一事業は採択しない。

※上記のほか、国が行う「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」の周知・広報に必要な経費を要求。

## 地域女性活躍推進交付金（内閣府男女共同参画局総務課）

（地域における女性活躍促進に向けた取組に必要な経費）

5年度補正要求額 6. 8億円（うち孤独・孤立対策NPO等支援関係2. 4億円）

## 事業概要・目的

- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」において、国は、地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとしてされています。
- 令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」（以下「5次計画」という。）や「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023」において、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵であるとの考えの下、地方公共団体が地域の実情に応じて行う取組を地域女性活躍推進交付金により支援することとされました。
- ポストコロナにおいて、コロナの影響やデジタル化の進展に伴う経済・産業構造の変化を見据え、女性デジタル人材の育成や成長産業への円滑な移動支援を図っていくことが重要です。
- 5次計画では指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めることとされており、役員・管理職への女性登用のパイプラインを全国津々浦々に拡げていくことが必要です。
- コロナの影響により、様々な困難や不安を抱えながらも支援が届いていない女性が多いため、寄り添ったきめの細かい相談支援を充実させることが不可欠です。
- このため、地方公共団体が、地域の関係団体やNPO等の民間団体との連携の下で行う、女性デジタル人材・女性起業家の育成や役員・管理職への女性登用、困難や不安を抱える女性への相談支援等を地域女性活躍推進交付金により支援します。

## 事業イメージ・具体例

- (1) 活躍推進型 1. 5億円 【補助率】2分の1  
女性役員・管理職を育成するための研修、企業経営者の意識改革のためのセミナー、地域女性ロールモデル事業への支援を行います。
- (2) デジタル人材・起業家育成支援型  
2. 8億円 【補助率】4分の3  
ジェンダーの視点を踏まえ、地方公共団体の経済担当部局や商工会議所等との連携・協働による真に効果の高い、女性デジタル人材や女性起業家を育成するためのセミナーや就労につなげる相談、ネットワークづくり等のマッチング支援や伴走型支援を行います。
- (3) 寄り添い支援・つながりサポート型 2. 4億円  
様々な課題・困難を抱える女性に寄り添った相談支援、孤独・孤立で困難や不安を抱える女性が社会とのつながりを回復をできるようNPO等の知見を活用した相談支援やその一環として行う生理用品の提供等の支援、男性相談事業への支援を行います。
- (A) 寄り添い支援型プラス 【補助率】2分の1
- (B) つながりサポート型（NPO活用特化） 【補助率】4分の3
- (C) 男性相談支援型 【補助率】2分の1

## 資金の流れ



## 期待される効果

地域において、役員・管理職となる女性の育成が進み、女性デジタル人材・女性起業家の育成が一層加速するとともに、コロナの影響により困難や不安を抱える女性に対する寄り添った相談支援のほか、男性相談の取組への支援が進みます。

施策名：生活困窮者等支援民間団体活動助成事業

補正予算要求額：5億円

### ① 施策の目的

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対する支援を行う民間支援団体の活動を推進することを目的とする。

### ② 施策の概要

生活困窮者やひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、居場所づくり、生活上の支援などの支援活動を実施する民間団体の先進的な取組について、当該支援活動に対する助成を行う。

### ③ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

#### (1) 助成先

生活困窮者やひきこもり状態にある者等への支援を行うNPO等民間団体(社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人その他法人格を有すること)

#### (2) 助成対象事業

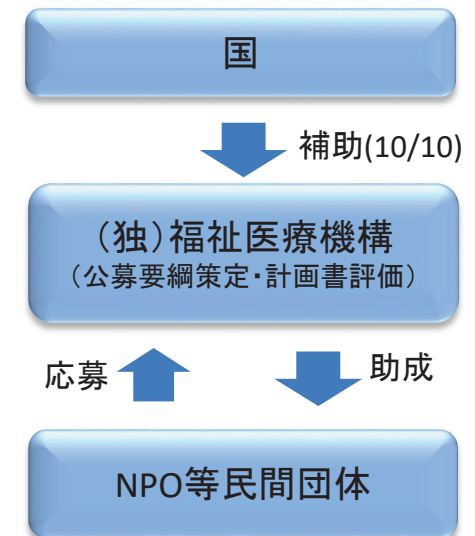
生活困窮者及びひきこもり状態にある者等に対して、電話・SNS相談、住まいの確保等の支援、就労に向けた支援、食料の支援、子どもの学習支援、地域活動等での就労体験の提供、居場所づくり、その他生活上の支援を行う事業

#### (3) 実施方法

福祉医療機構が実施する社会福祉振興助成事業への補助について、新たに「物価高騰を踏まえた生活困窮者及びひきこもり支援等に係る民間団体活動助成事業」を創設し、助成を行う。

#### (4) 助成額

- ① 全国的・4以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限2,000万円
- ② 2以上の都道府県にまたがる支援活動を行う団体 上限900万円
- ③ 同一都道府県内での支援活動を行う団体 上限700万円



### ④ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

生活に困窮される方々に対する各種支援策が、地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施される。

令和5年度補正予算要求額：10億円

## 1 事業の目的

社会的孤立等を抱える者に対する電話やSNS等を活用した自殺防止等に係る民間団体の取組を支援する。

## 2 事業の概要・スキーム

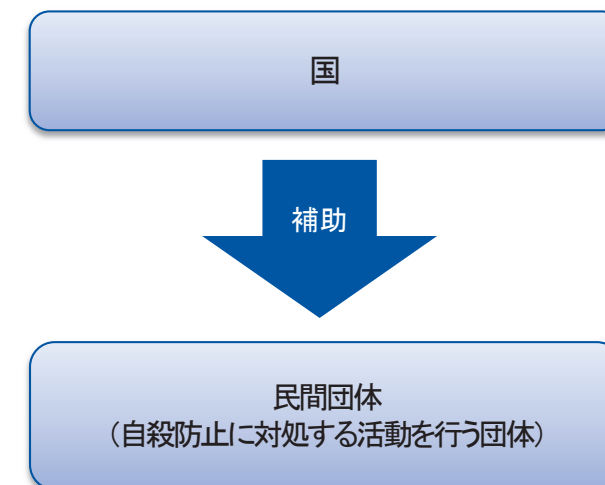
### 自殺防止対策事業(民間団体)

- ・民間団体が行う電話・SNSを活用した相談体制の強化
- ・地域の支援機関へのつなぎ支援の実施
- ・相談員のなり手不足の解消、資質の向上又は定着、その他相談支援の環境整備等への支援の実施



## 3 実施主体

- 実施主体: 民間団体
- 補助率: 国 : 10/10



<対策のポイント>

国民の円滑な食品アクセスを確保するため、地域の関係者が連携して組織する協議会の設置や課題解決に向けた計画の策定・実行といったモデル的な取組を支援します。あわせて、先進的な事例を収集・活用等することで、当該取組の全国展開を図ります。

<事業目標>

食品アクセス確保に取り組む地域の創出

<事業の内容>

1. 円滑な食品アクセスの確保推進

食品アクセスに関する諸課題の解決に向けて行う以下のモデル的な取組を支援します。

- ①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置
- ②関係者間の調整役（コーディネーター）の配置
- ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査
- ④課題解決（食品アクセス困難者への食料提供の充実等）に向けた計画の策定・実行

2. 食品アクセス確保の取組の全国展開

相談窓口の設置等により、食品アクセスに関する諸課題の解決のための取組を支援するとともに、先進的な事例を収集・活用等することで、取組の全国展開を図ります。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



円滑な食品アクセスの確保

取組の全国的な普及

【お問い合わせ先】  
消費・安全局消費者行政・食育課（03-6744-1971）

<対策のポイント>

食品原材料価格の高騰等の厳しい社会経済環境の中、食品の安定供給を図る観点から、食品ロスの削減が重要となっています。未利用食品の提供等を通じた食品ロスの削減を推進するため、その受け皿となる**大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等を支援**します。

<事業目標>

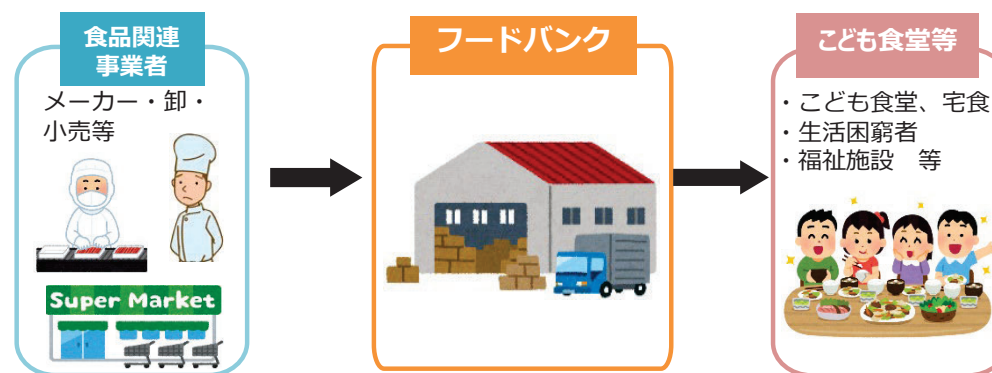
2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万t〔2030年度まで〕）

<事業の内容>

**1. 食品ロス削減緊急対策事業**

**大規模かつ先進的な取組を行うフードバンク等に対して、輸配送費、倉庫・車両等の賃借料、情報交換会の開催費等、先進的取組に必要な経費を支援**します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



**大規模かつ先進的な取組の支援**

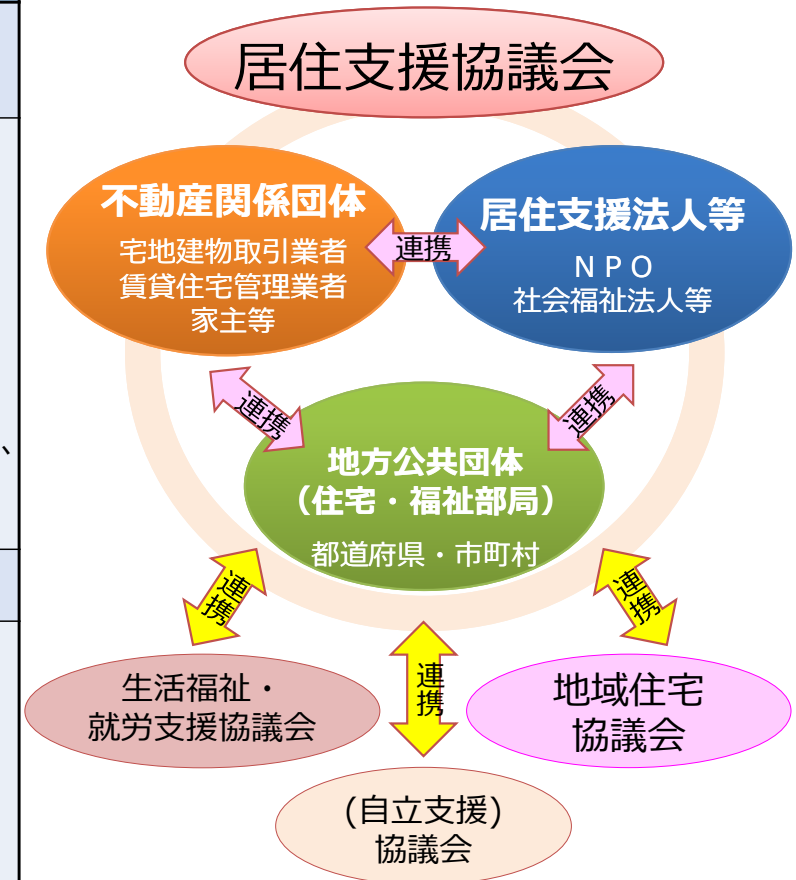
- ・ 未利用食品の輸配送費
- ・ 一時保管用倉庫（冷蔵・冷凍庫含む）、運搬用車両、入出庫管理機器等の賃借料
- ・ 広域連携に向けた関係者との検討会・情報交換会の開催 等

【お問い合わせ先】

大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2066）

居住支援法人又は居住支援協議会が行う、社会的な孤独・孤立の問題を抱える世帯を含めた子育て世帯等への入居相談等に対して追加的な支援を実施する。

| 居住支援協議会等活動支援事業 |                                                                                                                                                                                                                   |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業主体           | 住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会、居住支援法人または地方公共団体等                                                                                                                                                                           |
| 補助対象事業         | ① 入居前支援（相談窓口の開設や不動産店・内覧の同行等）<br>② 入居中支援（見守りや生活相談、緊急時対応等）<br>③ 死亡・退去時支援（家財・遺品整理や処分、死後事務委任等）<br>④ セミナー・勉強会等の開催（制度や取組等の周知普及）<br>⑤ 関係者間のネットワーク形成や拡充に資する取組み<br>⑥ 地方公共団体において、住まいを含む総合相談窓口を設置する等、住宅・福祉の連携によるモデル的な体制を整備 等 |
| 補助率・補助限度額      | 定額<br>10,000千円/協議会等（なお、外国人の入居の円滑化に係る活動、孤独・孤立対策としての見守り等、空き家等を借りてサブリース方式で支援付きのセーフティネット住宅の運営、アウトリーチ型による入居支援、入居後支援を実施する団体との連携または賃貸借契約もしくは家賃債務保証契約における緊急連絡先の引受けを実施する場合は12,000千円/協議会等）                                  |



## 居住支援協議会

- ・ 地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して協議会を設立
- ・ 設立状況；132 協議会（全都道府県・90市区町）が設立（R5.9.30時点）

## 居住支援法人

- ・ 都道府県が、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）、社会福祉法人、居住支援を目的とする株式会社等 を指定
- ・ 設立状況；741 者（47都道府県）が指定（R5.9.30時点）